

平成19年 No.32

国立大学法人東京学芸大学公印規則及び東京学芸大学勤務時間管理員に関する規則の一部を改正する規則

改正理由

附属養護学校の名称変更及び附属国際中等教育学校の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

附属養護学校の名称変更及び附属国際中等教育学校の設置（学則の一部改正（平成19年学則第3号）（平成19年4月4日教育研究評議会 審議承認））に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学公印規則及び東京学芸大学勤務時間管理員に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成19年4月5日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規則第6号

国立大学法人東京学芸大学公印規則及び東京学芸大学勤務時間管理員に関する規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学公印規則（昭和57年規則第4号）及び東京学芸大学勤務時間管理員に関する規則（昭和49年規則第4号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部改正について

改正理由：附属養護学校の名称変更及び附属国際中等教育学校の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕 別表（第3条関係）					〔省略〕 別表（第3条関係）				
	種 類	寸法 ミリメー トル平方	公印管守責任者	公印管守担当者		種 類	寸法 ミリメー トル平方	公印管守責任者	公印管守担当者
組 織 印	国立大学法人東京学芸大学	30	総務部総務課長	総務課法規・文 書係長	組 織 印	国立大学法人東京学芸大学	30	総務部総務課長	総務課法規・文 書係長
	東京学芸大学	30				東京学芸大学	30		
	大学院連合学校教育学研究科	30				大学院連合学校教育学研究科	30		
	附属図書館	28				附属図書館	28		
	附属世田谷小学校	25	当該地区の事務係 長			附属世田谷小学校	25	当該地区の事務係 長	
	附属小金井小学校	25				附属小金井小学校	25		
	附属大泉小学校	25				附属大泉小学校	25		
	附属竹早小学校	25				附属竹早小学校	25		
	附属世田谷中学校	25	当該附属学校の 副校長	当該地区の庶務事 務担当者		附属世田谷中学校	25	当該附属学校の 副校長	当該地区の庶務事 務担当者
	附属小金井中学校	25				附属小金井中学校	25		
	附属国際中等教育学校	25				附属大泉中学校	25		
	附属竹早中学校	25		当該地区の事務係長		附属竹早中学校	25		当該地区の事務係長
	附属高等学校	25		事務係長		附属高等学校	25		事務係長
	附属特別支援学校	25		事務係長		附属養護学校	25		事務係長
附属幼稚園	25	園 長	副園長	附属幼稚園	25	園 長	副園長		

役 職 印	国立大学法人東京学芸大学長	30	総務部総務課長	総務課法規・文書係長	役 職 印	国立大学法人東京学芸大学長	30	総務部総務課長	総務課法規・文書係長
	東京学芸大学長	30				東京学芸大学長	30		
	大学院連合学校教育学研究科長	30				大学院連合学校教育学研究科長	30		
	事務局長	30				事務局長	30		
	総務部長	23				総務部長	23		
	総務課長	20				総務課長	20		
	企画課長	20				企画課長	20		
	人事課長	20				人事課長	20		
	学系支援課長	20				学系支援課長	20		
	附属学校課長	20				附属学校課長	20		
	財務部長	23				財務部長	23		
	財務課長	20				財務課長	20		
	経理課長	20				経理課長	20		
	契約課長	20				契約課長	20		
	監査課長	20				監査課長	20		
	学務部長	23				学務部長	23		
	学務課長	20				学務課長	20		
	学生サービス課長	20				学生サービス課長	20		
	入試課長	20				入試課長	20		
	国際課長	20				国際課長	20		
	施設マネジメント部長	23				施設マネジメント部長	23		
	施設企画課長	20				施設企画課長	20		
	保全課長	20				保全課長	20		
	附属図書館長	30				附属図書館長	30		
	学術情報部長	23				学術情報部長	23		
	情報管理課長	20				情報管理課長	20		
	情報サービス課長	20				情報サービス課長	20		
	総合教育科学系長	27	学系支援課長	総合教育系事務係長		総合教育科学系長	27	学系支援課長	総合教育系事務係長
	人文社会科学系長	27		人文社会科学系事務係長		人文社会科学系長	27		人文社会科学系事務係長
	自然科学系長	27		自然科学系事務係長		自然科学系長	27		自然科学系事務係長
	芸術・スポーツ科学系長	27		芸術・スポーツ科学系事務係長		芸術・スポーツ科学系長	27		芸術・スポーツ科学系事務係長

環境教育実践施設長	23	}	施設・センター事務 係長	環境教育実践施設長	23	}	施設・センター事務 係長		
教育実践研究支援セン ター長	23		施設・センター事務 係長	教育実践研究支援セン ター長	23		施設・センター事務 係長		
留学生センター長	23	国際課長	国際教育事業係長	留学生センター長	23	国際課長	国際教育事業係長		
国際教育センター長	23		国際教育事業係長	国際教育センター長	23		国際教育事業係長		
教員養成カリキュラム	23		学系支援課長	施設・センター事務 係長	教員養成カリキュラム		23	学系支援課長	施設・センター事務 係長
開発研究センター長					開発研究センター長				
保健管理センター所長	23	総務部総務課長		保健管理センター所長	23	総務部総務課長			
情報処理センター長	23	情報管理課長		情報処理センター長	23	情報管理課長			
		情報基盤係長				情報基盤係長			
放射性同位元素総合実 験施設長	23	学系支援課長		放射性同位元素総合実 験施設長	23	学系支援課長			
有害廃棄物処理施設長	23	総務部総務課長		有害廃棄物処理施設長	23	総務部総務課長			
学生相談支援センター 長	23	総務部総務課長		学生相談支援センター 長	23	総務部総務課長			
附属世田谷小学校長	23	}	当該地区の事務 係長	附属世田谷小学校長	23	}	当該地区の事務 係長		
附属小金井小学校長	23			附属小金井小学校長	23				
附属大泉小学校長	23			附属大泉小学校長	23				
附属竹早小学校長	23			附属竹早小学校長	23				
附属世田谷中学校長	23	}	当該地区の庶務 事務担当者	附属世田谷中学校長	23	}	当該地区の庶務 事務担当者		
附属小金井中学校長	23			附属小金井中学校長	23				
<u>附属国際中等教育学校長</u>	23			<u>附属大泉中学校長</u>	23				
附属竹早中学校長	23	当該地区の事務係長		附属竹早中学校長	23	当該地区の事務係長			
附属高等学校長	23	事務係長		附属高等学校長	23	事務係長			
<u>附属特別支援学校長</u>	23	事務係長		<u>附属養護学校長</u>	23	事務係長			
附属幼稚園長	23	園	長 副園長	附属幼稚園長	23	園	長 副園長		

様式第1～様式第3 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>1 この規則は、平成19年4月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。</u> <u>2 附属大泉中学校印及び附属大泉中学校長印については、改正後の別表（第3条関係）にかかわらず、平成19年3月31日に当該校に在学する者が当該校に在学しなくなる日に廃止するまでの間、なお従前の例による。</u>	様式第1～様式第3 〔省略〕
--	-------------------------

東京学芸大学勤務時間管理員に関する規則の一部改正（案）について

改正理由：附属養護学校の名称変更及び附属国際中等教育学校の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正（案）		現 行	
〔省略〕		〔省略〕	
別表		別表	
組織の単位	勤務時間管理員となる者	組織の単位	勤務時間管理員となる者
〔省略〕		〔省略〕	
各附属小学校	附属学校課各地区事務係長	各附属小学校	附属学校課各地区事務係長
各附属中学校（附属竹早中学校を除く。）	附属学校課各地区事務係（竹早地区事務係を除く。） 給与事務担当者	各附属中学校（附属竹早中学校を除く。）	附属学校課各地区事務係（竹早地区事務係を除く。） 給与事務担当者
附属竹早中学校	附属学校課竹早地区事務係長	附属竹早中学校	附属学校課竹早地区事務係長
附属高等学校	附属学校課高等学校事務係長	附属高等学校	附属学校課高等学校事務係長
<u>附属国際中等教育学校</u>	<u>附属学校課大泉地区事務係給与事務担当者</u>	<u>附属養護学校</u>	<u>附属学校課特別支援学校事務係長</u>
<u>附属特別支援学校</u>	<u>附属学校課特別支援学校事務係長</u>	附属幼稚園（小金井園舎）	附属学校課小金井地区事務係長
附属幼稚園（小金井園舎）	附属学校課小金井地区事務係長	附属幼稚園（竹早園舎）	附属学校課竹早地区事務係長
附属幼稚園（竹早園舎）	附属学校課竹早地区事務係長	<u>附属高等学校大泉校舎</u>	<u>附属学校課大泉地区事務係給与事務担当者</u>
注）附属学校に勤務する事務系職員の勤務時間管理は、当該附属学校の勤務時間管理員が行う。		注）附属学校に勤務する事務系職員の勤務時間管理は、当該附属学校の勤務時間管理員が行う。	
<u>附 則</u> <u>この規則は、平成19年4月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。</u>			